当該産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画若しくは当該認定特別事業再編計画又は当該農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画の写しをもって代えることができる。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（人材確保等支援助成金） **第百十八条**　（略） 2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　（略） 二　次のイからトまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額 イ～ト　（略） 3～10　（略） （人材開発支援助成金） **第百二十五条**　（略） 2　人材開発支援コース助成金は、第一号に該当する事業主又は事業主団体若しくは共同して職業訓練等を実施する二以上の事業主（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する事業主又は事業主団体等であること。 イ　（略） ロ　イ(1)(i)及び(iii)から(viii)までに該当する事業主であつて、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者に次のいずれかの職業訓練等（当該事業主の事業の生産性を著しく向上させるために行うものに限る。以下この項及び次項において「特定訓練」という。）を受けさせるもの（当該特定訓練の期間（海外で実施する職業訓練等の期間を除く。）、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）又はイ(2)(i)、(iii)及び(iv)(イ)から(ニ)までに該当する事業主団体等であつて、訓練実施計画に基づき、構成事業主の雇用する被保険者に特定訓練を受けさせるもの（共同して特定訓練を実施する二以上の事業主にあつては、その全ての事業主が当該特定訓練の期間（海外で実施する職業訓練等の期間を除く。）、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。 (1)～(3)　（略） (4)　職業能力開発促進法第十五条の七第一項第二号に規定する高度職業訓練、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十四条第二項第一号の事業分野別指針に定められた事項に関する研修として行う職業訓練等その他人材開発統括官の定めるその雇用する被保険者に職業訓練等を受けさせる事業主の事業の生産性を著しく向上させることが見込まれる職業訓練等 ハ・ニ　（略） 3～10　（略）	（人材確保等支援助成金） **第百十八条**　（略） 2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　（略） 二　次のイからニまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額 イ～ト　（略） 3～10　（略） （人材開発支援助成金） **第百二十五条**　（略） 2　人材開発支援コース助成金は、第一号に該当する事業主又は事業主団体若しくは共同して職業訓練等を実施する二以上の事業主（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する事業主又は事業主団体等であること。 イ　（略） ロ　イ(1)(i)及び(iii)から(viii)までに該当する事業主であつて、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者に次のいずれかの職業訓練等（当該事業主の事業の生産性を著しく向上させるために行うものに限る。以下この項及び次項において「特定訓練」という。）を受けさせるもの（当該特定訓練の期間（海外で実施する職業訓練等の期間を除く。）、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）又はイ(2)(i)、(iii)及び(iv)(イ)から(ニ)までに該当する事業主団体等であつて、訓練実施計画に基づき、構成事業主の雇用する被保険者に特定訓練を受けさせるもの（共同して特定訓練を実施する二以上の事業主にあつては、その全ての事業主が当該特定訓練の期間（海外で実施する職業訓練等の期間を除く。）、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。 (1)～(3)　（略） (4)　職業能力開発促進法第十五条の七第一項第二号に規定する高度職業訓練、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十六条第二項第一号の事業分野別指針に定められた事項に関する研修として行う職業訓練等その他人材開発統括官の定めるその雇用する被保険者に職業訓練等を受けさせる事業主の事業の生産性を著しく向上させることが見込まれる職業訓練等 ハ・ニ　（略） 3～10　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にこの省令による改正前の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第七条の四の規定により再就職援助計画を提出した事業主又はこの省令の施行後に改正法附則第五条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた特定事業再編計画若しくは同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた特定事業再編計画若しくは改正法附則第十一条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた中小企業承継事業再生計画若しくは同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた中小企業承継事業再生計画を添えて再就職援助計画を提出した事業主に対するこの省令による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第七条の四の規定の適用については、なお従前の例による。